

平成 2 7 年 第 2 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 2 月 1 2 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第2回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年2月12日(木)

開会 午前 9時30分

閉会 午後 0時07分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男

島田妙美 持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 勝山 朗

指導主事 西原 英治

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 4号 平成26年度教育予算の補正(第6号)の申出について
- 5 議案第 5号 平成27年度教育予算の申出について
- 6 議案第 6号 武蔵村山市教育委員会会議規則について
- 7 議案第 7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則について
- 8 議案第 8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則について
- 9 議案第 9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について
- 12 議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 13 議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 14 議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について
- 15 協議事項(1) 平成26年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
協議事項(2) 武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル(案)について
- 16 その他
- 17 議案第15号 校長の任命に係る内申について
- 18 議案第16号 副校長の任命に係る内申について

◎開会の辞

- 高橋委員長 本日の出席委員は4名でございます。4名で定足数に達しております。これより平成27年第2回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。
-

◎議事日程の報告

- 高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。
-

◎日程第1 会期の決定

- 高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

- 高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

- 高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

- 持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度教育関係表彰者等一覧について、御報告をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

このたび、東京都教育委員会教育長校務改善表彰、学校・団体表彰として、小中一貫校村山学園が業務改善に対して表彰されることとなりました。功労及び功績は、お手元の資料のとおりでございます。

なお、表彰式は2月25日に行われる予定となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成26年度 第16回「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度 第16回「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果につきまして、御説明いたします。

本年度の教育のつどいは、「本当におもしろい 本当に美しい～不思議がいっぱい 自然に学ぶ～」という統一テーマのもと、1月17日にさくらホールにおいて開催をいたしました。

第1部では、児童・生徒表彰として、スポーツ、文化活動等での活躍や、優れた善行を行った34の個人、団体の子供たちが表彰されました。

第2部では、各小・中学校の代表児童・生徒による意見発表を行い、自らの体験や読書、人との関わりを通して、学んだり考えたりしたことを堂々と発表いたしました。

そして、第3部として、国立極地研究所、伊村智教授から御講演をいただきました。南極の生物や環境の話のほか、会場には南極の氷を実際に触ることができるコーナーを設けていただきました。

参加者からは、表彰されている子供たちの姿が礼儀正しく立派だ。意見発表は、いろいろな視点から物事を捉える感性があり、説得力がある。講演は、身近でない南極の話に興味深

く聞くことができたなど、多くの称賛の声をいただきました。

当日の参加者は、学校関係者、地域関係者を合わせて826名でございました。

今後も引き続き、地域と学校が一体となって子供たちを育てる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

第6回 中学生「東京駅伝」大会の開催結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 同じく小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 第6回 中学生「東京駅伝」大会の開催結果につきまして、御説明をいたします。

本大会は、東京都における体力向上策の一環として、都内の50の市区町村が中学2年生から選抜をした選手からのチームを作り、男女別で競い合う駅伝大会で、去る2月8日、味の素スタジアムで実施をされました。

武蔵村山市からは、選考会を経て選抜をされた男女各21名の代表選手が、学校や部活などの垣根を越えてたすきをつなぎました。

大会へ向けて、武蔵村山市陸上競技協会及び東京経済大学陸上競技部の皆様に実技指導をいただきながら、選手は1回1回の練習に真剣に取り組みました。さらに、元世界陸上のマラソン代表、早乙女等先生、東京学芸大学名誉教授、有吉正博先生をお招きし、御指導もいただきました。

大会当日は、男子が17区間、42.195キロメートル、女子が16区間、30キロメートルで競い合いました。

結果は、男子が46位、女子が48位でした。

大会当日は、教育委員の皆様を初め、多くの方に応援をいただき、選手は全力で走り切ることができました。応援者数は、学校関係者が97名、保護者、地域の方が30名、教育委員会事務局等23名、合計150名でございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイン

トについてでございます。

資料4、別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思っております。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の調査結果及び授業改善のポイントについて、御説明をいたします。

同調査は、平成26年7月3日、小学校第5学年、中学校第2学年を対象に実施をいたしました。

小学校におきましては、資料の13ページの社会科における都道府県の名称と位置、さらに15ページになりますが、理科における乾電池の数や繋ぎ方と電流の強さ、働きについて、こちらにつきましては過去3年の同調査結果が同様の傾向が見られ、本市の課題として捉えております。

また、中学校におきましては、これまでの各学校の取組の成果もあり、22ページ以降、各教科、問題によっては東京都の平均正答率を上回る結果が出てきております。

本報告書では、各教科の合計、観点別、読み解く力、各問題の平均正答率や正答数分布をもとに、各教科の分析として授業改善の視点を示しております。

この内容につきましては、教育委員会ホームページにもアップをし、広く市民にも公開をいたします。今後も児童・生徒の学力向上に資する指導の充実が図られるよう、教育委員会として指導、助言をまいります。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

武蔵村山の青少年についてでございます。

資料5、別冊を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、資料5、別冊で配付させていただいております「武蔵村山の青少年【平成25年度版】」について、御報告いたします。

本市では、市の附属機関である青少年問題協議会において、武蔵村山市青少年健全育成基本方針及び武蔵村山市青少年健全育成重点施策を策定し、それらに基づいて青少年補導連絡会及び市内9地区にある青少年対策地区委員会等の自主的な団体が、地域で青少年の健全育成活動を実施しております。

「武蔵村山の青少年」は、こうした本市における青少年関連施策、地域における青少年健全育成活動、関係規定等をまとめ、年度報告として隔年で発行しているものでございます。

今後、青少年の健全育成事業を推進していく上での参考資料として活用してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

第17回生涯学習フェスティバルの開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第17回生涯学習フェスティバルの開催について、報告いたします。

世代間交流の場として、幼児から高齢者までが楽しく体験、学習することを目的に、3月8日(日曜日)、午前10時から午後3時まで、さくらホール及び市役所市民駐車場を使用し、生涯学習フェスティバルを開催いたします。

内容につきましては、紙飛行機、木工、竹細工などの17部門の団体が、各教室や体験学習の場を設けるとともに、和太鼓の演奏等のイベントも開催いたします。さらに、焼きそば等の模擬店等の出店も予定しております。

教育委員会の委員の皆様には、開会式に出席いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

歴史民俗資料館の臨時休館についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 同じく山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、歴史民俗資料館の臨時休館について、報告いたします。

歴史民俗資料館では、空調設備等の改修工事及び一部展示資料の入替え作業が、平成27年1月31日(土曜日)に終了したことから、平成27年3月16日(月曜日)及び3月17日(火曜日)に臨時休館といたします。

休館中の連絡先は文化振興課といたします。

市民への周知につきましては、市報3月1日号及び市ホームページにおいてお知らせをいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、8点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念 平成26年度少年少女スポーツ大会 第12回少年少女ドッジボール大会の開催結果についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成26年度少年少女スポーツ大会 第12回少年少女ドッジボール大会の開催結果について、御報告をさせていただきます。

スポーツ都市宣言記念事業として実施をいたしました本大会につきましては、1月24日土曜日、25日日曜日に総合体育館におきまして、市内小学生76チーム、1,059人の参加をいただき、開催をしたところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本大会に御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

各部の優勝チームにつきましては、小学3・4年男子の部が七小ワイルドチーム、女子の部が一小FOPS一絆チーム、小学5・6年男子の部が、二小MMD Cプーさんチーム、女子の部が二小MMD C優勝制覇チームという結果でございました。また、準優勝以下の成績につきましては、資料にお示しのとおりでございます。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

9点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

○高橋委員長 それでは、ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、ここでお受けいたします。

島田委員。

○島田委員 1月25日に行われましたドッジボール大会なんですけれども、開催時期なんですけれども、11月の定例会のときにもお話をさせていただいたんですが、やっぱり26日の月曜日に数人の児童達の欠席があったと聞いております。そして、27日の火曜日には、学級閉鎖があったとも聞いておりますので、私の耳には2校ほど、そういう情報が入っています。でき

れば、改めまして学校側との協議をしていただいて、開催時期を変更していただけたら、検討していただけたらと思います。

○高橋委員長 そういう情報、入っていますか。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、お答えさせていただきます。

今、インフルエンザのお話もございましたが、私どもの方にドッジボール大会の後、そういうインフルエンザによって学級閉鎖等あったということは、お話としては伺っているところでございますが、ただこちらのドッジボール大会につきましては、少年少女スポーツ大会として年間各種事業、4つの大会をしてございます。そうした中で、それぞれの大会時期を春、夏、秋、冬というような形の中で設定をさせていただいているということでございます。

また、各学校とも調整をさせていただきまして、ドッジボール大会については、毎年この冬の時期に開催させていただいているという状況でございます。確かにインフルエンザが流行する時期ということもございますが、そのほか、各種様々な事業がある中で、日程の調整というのがどこまでできるかは分かりませんが、今後また学校の方ともそうしたことについては、お話をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○高橋委員長 いずれにしろドッジボール大会参加が原因で、インフルエンザにかかったという因果関係は、これは分からないわけですね。今言ったように年間を通して、やっぱり教育委員会の事業というものはありますので、そのところは今、指田スポーツ振興課長がお話ししたように、やっぱり調整をとりながら今後とも進めていただきたいなというふうに思っております。

ほかいかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 平成26年度の学力向上を図るための調査の関係で、関連でちょっと伺いたします。

本市は、都区内に先行して、各小・中学校が多くの研究を行って、非常に実績を上げていると。これは各講師の先生、いわゆるよそから来られた講師の先生が、非常に大きな評価をしております。現実的に先生のやる気の問題とか、子供たちの積極性、そういったものが生

まれてくると。これは非常に絶賛されて、その評価を聞くたびに気持ちもうれしく、そばに
いると思っているところです。

そういう状況の中におきまして、先生も頑張っている、子供たちも頑張っている。しかし
ながら、こういうような数字で出される。その評価が高いか低いかは別として、都の平均を
ほとんどが下回っている、下回っている、一部、上回っている言葉も見受けられますが、都
の平均より下回っているということだけでどうかということではないんですけれども、他市
町村の方がもっと下回っているかもしれません。そういう中で、言葉尻だけを捉えると、下
回っている、下回っているというのは余り聞こえがよくない。そういったところで、教育指
導課として、改善点というよりも感想をまず、この結果の感想をちょっと聞かせていただき
たいと思うんですけれども。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 今の御指摘のとおり、各教科において東京都の平均正答
率を下回っている部分が多いということにして、こちらの方、中学校につきましては、その
平均正答率を上回っている問題というのが徐々に増えてきておりまして、非常にそこは我々
としても喜んでおります。

その上で、実際にまだ平均正答率を下回っているのもあるんですけれども、平均正答率に
対して、本市の子供たちがどんどん近づいていっている。その平均正答率に、近付いていっ
ているという事実もございますので、数値としては平均正答率を超えていない部分はありま
すけれども、実際としてそういった力が、基礎的な力は徐々についてきているのではないか
というふうに捉えております。

以上です。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 学力の向上というものについて、いろいろ研究はされていると思うんです
けれども、教科書は全都、各市町村が同じものを使っているわけじゃないですね。先生の技
量、努力、それも様々ですけれども、例えば分析をしている中で、ここの区市町村は何でこ
んなに都平均を上回っていてすごいだろうと振り返ったときに、どんな教科書を使ってい
るんだろう、どんな先生が指導しているんだろうと、そういうふうに逆転発想で見たことは
ございますか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 基本的に教科書につきましては、全て文部科学省の検定

を受けている教科書ですので、そこに差が、この教科書がいいとか悪いとか、そういう差はないというふうに考えております。その上で、教科書はある程度の基準を、一つの基準を満たしているわけですので、どの教科書を学習したから学力が上がるとか、そういうふうな考え方はしておりません。

ただし、本市の実態に合わせて、例えば基礎的な学習問題、練習問題が多く含まれているような教科書等がございます。数の違いはございますので、そういった教科書を活用して、力をつけていくということはあるかというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 補足をさせていただきます。

教員のいわゆる授業力ということにつきましては、東京都教育委員会は広域人事を背負っておりますので、どの地域につきましても平均的に教員を配置しております。そのような中、本市の教員につきましては、全校、一校一研究といった研究の取組を基本にして、全員が授業力の向上に向けた努力をしており、この点については全都の中でも、私は非常に努力をしている教員が武蔵村山市には多いというふうに認識をしておりますので、教員個々の授業力につきましては、一定の自信をもっているということを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 榎並学校教育担当部長の言われるとおりに、全く私もそのとおりで思っております。実際に試験の点数が10点上がったか下がったかというよりも、一部の学校の生徒の授業態度が数年ですばらしく良くなったという講師の先生なんかのお話を聞いていると、先生方の努力、管理職の指示に基づくこの努力が、すばらしいということは承知はしているところです。

そういう中において、まだまだどこか目を向けるところがないかなというようなことを思って、今質問させてもらいましたけれども、今後もこれらの改善、ずっとこの改善はされてきていると思うんですけども、着目点をもうちょっと幅広くされて、少しでも子供たちに自信をもたせる、こういう点数、この評価だけを保護者、子供に見せた場合、その自信をなくす子もいるんじゃないかと思っております。自信をもたせるためには、どんどんこの上がった、上がった、上がったという言葉が欲しい。そうすることによって、武蔵村山市の全体の子供たちが、ますます活力ある頑張り屋の子供になっていくと。このように思っておりますので、引き

続いてぜひ事務局、教育指導課サイドとしても、学校とうまくタイアップして、ぜひ頑張っていたきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 あわせて、やはり学校だけの指導では、今、土田職務代理者が言ったとおりなんですけれども、学校だけの指導では子供の学力というのはやっぱり、以前から家庭での習慣、学習習慣というようなことで、たしか教育委員会はそういうものを策定していたはずですので、そういうものもぜひ今度積極的にその取組を進めるようにしていただきたいなというふうに思います。

○榎並学校教育担当部長 委員長、もう一つ、補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 申し訳ありません。

教育長報告1点目、平成26年度教育関係表彰者等一覧について、補足をさせていただきたいと存じます。

本市では、来年度より全校が学校事務の共同実施に取り組むなど、全校を挙げて校務改善に取り組んでおります。この本表彰につきましては、昨年度も雷塚小学校が表彰されておりますので、2年続けて本市から表彰校が出たということになっております。

また、昨年度、表彰された雷塚小学校でございますが、その取組を表彰式の中で、事例発表を行うということをお願いしております。今年度も、この表彰式におきまして、村山学園が同じく事例発表をするようにということで、東京都教育委員会から依頼を受けておりますので、このことにつきましても、本市の学校が2年続けて行うことということになっておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第4号 平成26年度教育予算の補正(第6号)の申出について

○高橋委員長 日程第4、議案第4号 平成26年度教育予算の補正(第6号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第4号 平成26年度教育予算の補正（第6号）の申出について。

平成26年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第4号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都補助金及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第4号 平成26年度教育予算の補正（第6号）の申出についてにつきまして、御説明申し上げます。

平成27年3月に開催されます第1回市議会定例会に提案が予定されております平成26年度武蔵村山市一般会計補正予算（第6号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので申し出るものでございます。

別紙の1ページを御覧ください。

1、歳入でございます。

14款2項5目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金81万7,000円、3節中学校費補助金11万5,000円の減額は、小・中学校の図書室及び普通教室の空調施設整備事業における補助金の交付決定によるものでございます。

次に、15款2項7目教育費都補助金、4節小学校費補助金92万1,000円、5節中学校費補助金129万6,000円の増額は、平成26年度より新たに学校施設冷房化支援特別事業補助制度が

創設されたことによるものでございます。

次に、20款5項3目雑入、2節雑入308万円の減額は、スポーツ振興くじ助成金の交付決定等によるものでございます。

歳入合計では、179万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

2、歳出でございます。

初めに、増額する科目について御説明をいたします。

10款2項小学校費、1目学校管理費、11節消耗品費10万円の増額は、武蔵村山市自動車整備組合からの寄附により、学校図書を購入するものでございます。次に、11節光熱水費39万6,000円の増額は、小学校の光熱水費に不足が生じることによる増額でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、11節燃料費31万3,000円、光熱水費167万2,000円の増額は、中学校の燃料、光熱水費に不足が生じることによる増額でございます。

次に、5項社会教育費、3目図書館費、18節備品購入費2万円の増額は、武蔵村山市更生保護女性会からの寄附により、備品、図書を購入するものでございます。

続きまして、減額する科目につきましては、各節ともに事業完了等による不用額を減額するものでございます。

歳出合計では、9,351万1,000円を減額するものでございます。

以上、歳入歳出にかかわる補正予算の申出を行うものでございます。

なお、今後、市長部局での補正予算の査定等によりまして、歳入歳出補正予算額が増減する場合もございますので、御了承願います。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 平成26年度教育予算の補正（第6号）の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第5号 平成27年度教育予算の申出について

○高橋委員長 日程第5、議案第5号 平成27年度教育予算の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第5号 平成27年度教育予算の申出について。

平成27年度教育予算について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第5号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度教育予算について、平成27年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第5号 平成27年度教育予算の申出についてにつきまして、御説明申し上げます。

平成26年10月24日付で、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められましたので申し出るものでございます。

1 ページを御覧ください。

1 歳入でございます。

初めに、13款使用料及び手数料は407万3,000円で、ほぼ前年同額となっております。

1項1目総務使用料は、地区会館、総合体育館等に設置された携帯電話用基地局の行政財産使用料によるものでございます。

次に、14款国庫支出金は、4,949万5,000円で、前年度比101.3%の増額となっております。

2項5目教育費国庫補助金は、トイレ改修工事等の施設整備事業に係る補助金による増、3項4目教育費委託金は、第八小学校の文部科学省研究開発学校指定による増額でございます。

次に、15款都支出金は2,298万6,000円で、前年度比28.8%の減となっております。

2項8目教育費都補助金は、公立学校運動場芝生化事業補助金の一部終了等による減、3項5目教育費委託金は、東京都の補助事業が確定していないことによる減でございます。

次に、16款財産収入は32万6,000円で、前年度比28.9%の増となっております。

1項2目利子及び配当金は、利率の低下による減、2項2目物品売払収入は、教育委員会発行の報告書等の売払いによる増額でございます。

次に、18款繰入金は6,118万円で、前年同額となっております。

次に、20款諸収入は1,663万7,000円で、前年度比54.3%の減となっております。

3項1目貸付金元金収入は、前年同額、5項3目雑入は、平成26年度の総合運動公園第1運動場の施設整備に充当した独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金の皆減等によるものでございます。

歳入合計では、1億5,469万7,000円となり、前年度比では2.6%の減となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

2 歳出でございます。

2款1項総務管理費は5,539万7,000円で、前年度比39.1%の減となっております。

6目財産管理費は学習等供用施設改修工事の終了に伴う減、12目再編交付金事業基金積立金は小学校教育用パーソナルコンピュータ等の借上期間終了までの支払額と基金積立金の残額との関係による積立金の減、14目情報システム管理費は公共施設予約システムの導入に伴う機器等借上げによる皆増でございます。

次に、10款1項教育総務費は4億6,482万9,000円で、前年度比2.1%の増となっております。

2目事務局費は教育委員会内での予算の組替えによる減、3目教育指導費は第七小学校、第四中学校の施設隣接型小中一貫校施設整備等に伴う増、4目教育振興費は第四次特別支援教育推進計画策定、特別支援学級に通学する児童に対するタクシー利用料金助成等に伴う増、5目教育援助費は就学援助費の認定件数等の推移による減でございます。

次に、10款2項小学校費は4億4,562万7,000円で、前年度比9.4%の増となっております。

1目学校管理費は、施設整備に伴う実施設計委託料、第八小学校にプレハブ校舎の普通教室を増設した借上料等による増でございます。

次に、10款3項中学校費は4億7,521万4,000円で、前年度比1.9%の増となっております。

1目学校管理費は、施設整備に伴う工事監理委託料、工事請負費等による増でございます。3目中学校教育用コンピュータ等活用基金費は、中学校教育用パーソナルコンピュータ等の借上期間終了までの支払額と基金積立金の残額との関係による積立金の減でございます。

次に、10款5項社会教育費は3億8,159万5,000円で、前年度比15.8%の増となっております。

1項社会教育総務費は、第八小学校に新たに放課後子ども教室を開設することによる増でございます。3目図書館費は、図書館総合情報システム関連機器等の借り上げ料、雷塚図書館及び雷塚地区学習等供用施設空調設備改修に伴う実施設計委託料による増でございます。4目歴史民俗資料館費は、歴史民俗資料館分館施設整備に伴う工事監理委託料、工事請負費等による増でございます。6目市民会館費は、市民会館の非常用蓄電池が耐用年数を迎えることから、交換による増でございます。

次に、10款6項保健体育費は4億3,784万5,000円で、前年度比13.5%の減となっております。

1目保健体育総務費は、スポーツ少年団を設立するための経費を増額いたしましたが、スポーツ都市宣言記念式典に要した経費を減額したことから、全体では減となっております。2目体育施設費は、平成26年度に総合運動公園第1運動場の施設整備を行い完了したということから、工事請負費が大幅に減となったものでございます。3目総合体育館費は、総合体育館の非常用照明制御ユニットの修繕による増でございます。4目学校給食費は、ほぼ前年同額で、中学校学校給食調理等業務につきましては、引き続き民設民営の委託方式で子供たちに安全安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

歳出合計では、22億6,050万7,000円となり、前年度比では0.5%の増となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

3 債務負担行為でございます。

公共施設予約システム借上は、地区会館、公民館等の文教施設、野球場、庭球場等の体育施設等の公共施設を、インターネット回線を利用して予約するシステム導入に伴う機器等の借上げで、期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までの5年間で、限度額は4,487万9,000円でございます。

次に、中学校学校給食調理等業務委託は、平成27年3月31日をもって委託業者との契約期間が満了することから、次期中学校学校給食調理等業務委託業者を選定したもので、期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で、限度額は6億7,806万8,000円でございます。

以上、歳入歳出に関わる予算の申出を行ったものでございます。

なお、今後、市長部局での予算の査定等によりまして、歳入歳出予算額が増減する場合もございますので、御了承願います。

また、歳入歳出の差異でございますが、市長部局との関係によるものであることを申し添えておきます。

続きまして、4ページを御覧ください。

平成27年度の教育委員会の主な事業でございます。

ここでは、新規、拡充等の事業につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、総務管理費でございます。

4の公共施設予約システム事業につきましては、新規事業で、平成23年3月策定の第五次行政改革大綱におきまして、公共施設の利用手続をより簡便にするため、各公共施設の情報端末のほか、インターネットを通じて自宅や職場から各公共施設の空き状況の確認や、予約ができる公共予約システムについて検討、導入するとしておりました。今回これまでの検討結果によりまして、公共施設利用の利便性の向上を図るため、公共施設予約システムを導入する運びとなったものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

教育総務費でございます。

7の小中一貫校施設設備事業につきましては、新規事業で、第七小学校及び第四中学校を施設隣接型一貫校としてプレ開校し、平成28年4月に本開校を目指すため、本年度に学校を往来するための渡り廊下を整備するものでございます。

6ページを御覧ください。

10 中学校特進講座事業につきましては、新規事業で、市内中学校の放課後の補習時間に、1校につき2人の塾講師を派遣し、発展的な学習に関わる指導支援を行うものでございます。

次に、15 部活動支援事業につきましては、拡充事業で、中学校の部活動の円滑な運営を図るため、消耗品、大会参加費の補助を行うとともに、運動部部活動のうち、1団体に外部指導員を派遣し、技能や戦術の指導を行い、レベルアップに努めるものでございます。

7ページを御覧ください。

20 小中一貫校運営事業につきましては、拡充事業で、第七小学校及び第四中学校を施設隣接型一貫校として、平成28年4月に開校するため、啓発用の冊子、学園歌、シンボルマーク等を作成するなど、開校準備を進めるものでございます。

22 教育研究開発事業につきましては、拡充事業で、第八小学校が文部科学省研究開発学校指定されたことにより、国庫支出金の教育研究開発事業委託金を充当し、研究開発を進めるものでございます。

9ページを御覧ください。

小学校費でございます。

4の施設整備事業につきましては、実施計画に登載しながら、計画的に施設整備を実施しております。平成27年度につきましては、①第一小学校他8校の消火栓改修工事に伴う実施設計を行うほか、特に⑦第八小学校校舎窓枠等建具改修工事Ⅲ期を実施し、教育環境の充実を図るとともに、窓ガラスを強化ガラスへ変更し、防災対策等にも努めてまいります。また、⑩第十小学校屋内運動場床面改修工事を実施し、運動環境の改善も図ってまいります。

次に、10ページを御覧ください。

中学校費でございます。

4 施設整備事業費につきましては、①第一中学校他4校の消火栓改修工事に伴う実施設計を行うほか、特に⑨第四中学校トイレ改修工事を実施し、教育環境の充実を図ります。

次に、11ページを御覧ください。

また、⑭第五中学校武道場新築工事を実施し、保健体育における武道、ダンスの指導の充実を図るとともに、武道場に太陽光パネルを設置し、教育環境の充実にも努めてまいります。

12ページを御覧ください。

社会教育費でございます。

18 図書館施設整備事業につきましては、新規事業で、雷塚図書館及び雷塚地区学習等供用施設空調設備の改修をするに当たり、平成27年度に実施設計を行います。21 歴史民俗資

料館施設整備事業につきましては、分館の建設工事でございます。新規事業で、平成26年度に実施設計を行い、平成27年度に分館を建設し、陸軍少年飛行兵学校関連資料等を展示してまいりましてございます。

次に、14ページを御覧ください。

保健体育費です。

13 スポーツ少年団（仮称）運営事業につきましては、平成26年度は設立に向けまして少年野球、ジュニアバレー、ミニバスケット等の指導者を対象といたしまして、概要説明及び講演会を開催いたします。平成27年度は、スポーツ少年団を設立し、イベント等の実施や運営等について支援を行い、青少年の健全育成に努めてまいります。また、14 スポーツ都市宣言事業につきましては、平成26年10月5日に、スポーツを通じて、市民が豊かで健康な生活を営むことにより、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、武蔵村山市スポーツ宣言を行いました。平成26年度もスポーツイベント等を企画し、スポーツレクリエーションの充実を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成にも努めてまいります。

15ページを御覧ください。

20 中学校学校給食調理等業務委託事業につきましては、平成27年3月31日をもって委託業者との契約期間が満了することから、次期中学校学校給食調理等業務委託業者を選定し、引き続き民設民営の委託方式で子供たちに安全安心でおいしい給食を提供してまいります。

主な事業につきましては以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

いかがでございましょうか。

島田委員。

○島田委員 6ページの教育総務費の教育指導課の10番、中学校特進講座経費のところなんですけれども、発展的な学習に関わる指導支援を行うということなんです、具体的に教えていただければと思います。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、本市では学力向上に向けて様々な取り組みを進めているところですが、主に基礎・基本となる学習の部分に対する支援が中心にこれまでなっております。そういった意味

では、発展的な学習を望む子供たちへの対応が十分ではなかったというような反省から、各学校、中学校になりますけれども、週2回、1時間程度の時間を設定し、そこにいわゆる指導者を置き、子供たちの学習、補習の指導を行うというような内容を考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○高橋委員長 では、続いて島田委員。

○島田委員 何名ぐらいのお子さんが参加しているのでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 現在、主に想定しているのが、大体30名程度の子供たちに対応する。今、指導者を2人というようなことを説明させていただきましたが、大体レベルに合わせて個別の指導をしていくというような内容になっております。この「特進」という名称でございますが、特別に子供たち、その進んだ学習を求める子供たちに対して対応するという意味を込めての「特進」というような名称を使わせていただいております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○島田委員 はい。

○高橋委員長 では、ほかにいかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 平成27年度の予算、全体的に拝見してもらいましたけれども、一口に言って、この予算の力の入れ具合というのはどこで、今年の平成27年度の目玉というのはどうでしょうか。

○高橋委員長 これについては。

○土田職務代理者 27年度の教育予算。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 先ほど御説明させていただきました平成27年度の新規事業、拡充事業等を重点に実施していくということで、教育予算全体では歳出予算を増額している状況となっております。

以上です。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 全般的には、非常に各所管で御努力されて、予算要求、そして予算の獲得に頑張った様子は拝見させてもらいましたけれども、近年、非常に力を入れてきております国際交流事業、1点を捉えて、その辺はこの予算での反映というのはいかがでしょうか。

○高橋委員長 これについては、
教育長。

○持田教育長 様々な取組を行ってございまして、平成27年度の主なという意味では、先ほど申し上げました新規、拡充の予算措置をしているところでございますが、国際理解教育につきましては、これまでもそれぞれの各学校の取組が主な中心になってございまして、例えば第八小学校、第十小学校等のラオスとの交流、第九小学校のハワイとの交流等、それぞれの学校の予算の中での工夫で取り組んでいるところであります。

ここの当初予算には載りませんが、今、新たに英語活動の研究を中学校区で受ける段取りをしてございまして、当初予算には間に合わないんですが、恐らく27年度の補正予算で、かなり大きな事業が実施できるというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 後段の中学校区における英語活動事業、非常に期待をしております。一方で、各学校、地域での交流というんでしょうか、そういうものについても、さきに話題となりました駅伝競走大会のときに、よそから招いた人たちの交流を、こういう形です、いわゆる地域が行うということで、地域にお任せをしているというような実態というふうには理解しておりますけれども、そういったものについても行政がもっと積極的に働き、顔を出してもいいのかなというふうに感じております。そういった意味で、せっかく非常に国際交流事業、どんどん芽生えてきておりますので、芽を切らさないような、いわゆる行政側の姿勢、そういったものの心がけも、ぜひお持ちしていただきまして、そういった事業についても拡充をしていただけたらというふうに思っております。

それから、違う案件で、教育総務課で学童擁護、交通安全やっていますよね。これは全校でなくて、部分的に、例えば一小とか十小、八小、特定の学校の交差点に今限られているんですけども、その辺はずっと流れると何十年オーバーかもしれませんが、同じところの学校のところの子供たちを擁護しているようなんですけども、ほかの学校でそういったしてあげるような、しなきゃいけないようなところというのはいないんですか。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、学童交通擁護員の配置につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、第一小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、そして第十小学校に配置してございます。合同点検という形で、危険箇所につきましては、通学路、点検をさせていただいてございますけれども、登校する際、また下校する際、危険な箇所については確認しております、今現在ではこちらの5校をさせていただいているという現状でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 非常に物事、忘れた後に大きな事故が発生をして、非常に悲惨な、気の毒な姿を目にする報道を受ける。それで、時間がたつと結構みんなそういう話題から、忘れちゃうというんでしょうか、目を背けるんでしょうか、そういうのが消えちゃうんですね。毎日、子供たちが通学しているその道路、今、教育総務課長の方は、安全対策をよく調べて全て行っているということで安心をしましたけれども、受け身の子供たちに対する問題ですから、防御は切りがありませんが、やはりそういうことが起きた後、必ず反省点が生まれておりますので、まず地域と学校と教育委員会で、そういったものをさらに分析調査をしていただいて、擁護に努めていただけたらと思います。

ほかの学校の近隣の交差点等を見ますと、非常にボランティア活動でやっておられる姿も見受けられます。そういった人たちも感謝をしております。行政の方で交通擁護員として雇用してやっているところは限りがあるようでございますので、その辺はやむを得ないと思うんですけれども、ぜひ幅広く目配りをしていただきまして、その悲惨を忘れることなく、片隅に置いといていただければ、何らかの対策にもなるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、あと1点、保健体育関係で、総合体育館を利用する事業がたくさんありまして、お邪魔して熱戦を繰り広げられますと、必ず放送の中で、2階の手すりに寄りかからないでください、必ずそういうふうな放送があります。そんな低品質なものは作ってないと思っております。しかしながら、危険を排除するための一つの手段として放送していると思うんですけれども、毎回毎回聞いていると、だめなのかななんて錯覚に陥ったりしまして、先週の日曜日もお邪魔して、その手すりを見ましたら、非常に鉄骨でがっちりしているんですね。これは何かお母さん方が寄りかかったって落ちないんじゃないかなというふうに思うぐらい強いんですけれども、いかがですか、やはり怖いですか、それは。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

先のドッジボール大会のときですね、保護者の方が2階の部分の手すり、子供さんたちもあわせて手すりに寄りかかり、また乗り出しているような子たちもおりました。そうした中で、私どもは危険を回避するということもありまして、そうした放送をさせていただいたところでございます。

私も、あの手すりについては触って確認してみたところ、かなりしっかりした手すりということは把握をしております、事故等がないとは考えておりますが、万が一ということも考えておりますので、そうした放送をさせていただいております。また、監督会議のときにも、保護者の方への通知というものをお配りしている中で、そうしたことはしないようにということで、周知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 先ほどの学童交通擁護員の関係でございますが、学童交通擁護員につきましては、主要道路で特に交通量が多い交差点等に配置しているということでございます。そのほか、各学校におきましては、ボランティアの方が、その他の交差点や通学路で、見守り活動をしていただいているというのが現状でございます。そのほか、教育委員会では、夏季休業期間に学校、保護者、東大和警察署、市の道路公園課、防災安全課等と合同点検を実施して危険箇所の抽出を行い、改善を図っているところでございます。なお、昨年12月には教育委員会、東大和警察署で、特に抜け道となるような通学路の点検も実施しております。また、今年になりまして、1月には各学校を対象に教育委員会で地域ぐるみの学校安全講習会を開催し、合同点検の実施結果、東大和警察署から交通安全等についての指導、スクールガードリーダーの方による学校施設、通学路についての安全対策について指導していただいているところでございます。その中では、特にボランティア、地域の方々の御協力をいただきながら、児童・生徒をいろいろな意味で見守ることが大切でございますので、例えばコミュニティ・スクールの中に、安全部会等を設立してもらうことや、すでに設置されているコミュニティ・スクールもございますので、ぜひそういったところを活用しながら、幅広い方に御参加していただきまして、安全対策に御協力していただきたいと、そういうお願いもしているところでございます。

以上でございます。

○土田職務代理者 ありがとうございます。

○高橋委員長 まあいずれにいたしましても、ただいまの職務代理者の発言は、大変貴重で前向きな指摘と御意見であったと私は考えております。どうぞ今後とも事務局で、一つの検討課題としてよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 平成27年度教育予算の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで、しばらく暫時休憩をしたいと存じます。時間は10分間、10時50分まで暫時休憩をいたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 お願いいたします。

午前10時38分休憩

午前10時48分再開

○高橋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

◎日程第6 議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則について

○高橋委員長 日程第6、議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則について。

武蔵村山市教育委員会会議規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市教育委員会会議規則を制定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則についてにつきまして、御説明いたします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、法律と申し上げますが法律の一部改正の施行に伴い、全部改正を行い、規定を整備するものでございます。

それでは、別紙、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

左側が改正案、右側が改正前、現行の規則となっております。

まず最初に、左側の改正案を御覧いただきたいと思います。

こちらは、武蔵村山市教育委員会会議規則の目次となっております。第1章では総則を、第2章では議事日程を、第3章では会議を、第4章では発言及び採決を、第5章では委員等の辞職を、第6章では会議録を、第7章では傍聴を、第8章では議場内の秩序を、第9章では補則を規定してございます。

それでは、具体的に御説明申し上げますが、本規則は条数では33条と内容が多いことから、文言等の整理につきましては内容の説明を省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

第1章 総則で、第1条では目的を、第2条では招集通知を定めてございまして、文言等の整理を行ってございます。第3条、招集の告示でございまして、「委員長」を「教育長」に改めてございます。

以下、同様の改正につきましては、説明を省略させていただきます。

ページをおめくりいただき、2ページ、第5条第2項を御覧ください。

「休日のときまたは、」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときその他」に改めてございます。

旧第2章では、第7条及び第8条において、委員長及び職務代理者の選任方法について定めてございましたが、教育委員会の代表が教育長となることから、削除するものでございます。このことにより、旧第9条を第7条に繰り上げております。

次に、第2章では議事日程を定めてございます。

また、第3章では会議を定めてございます。

第10条では、定足数に満たない場合の取扱いを定めてございますが、新しい教育長が教育委員会の構成員ではあるものの、教育委員ではなくなることから、「出席委員」を「出席者」に改め、教育長及び教育委員であることを示しております。

第13条の付議事件の宣告では、「教育長は、会議に付議すべき事件を議題とするときは、これを宣告しなければならない。」と定め、より詳細な規定としております。

第14条では、議案の朗読について、今まで規定がなかったことから、現状に合わせて設けるものでございます。

ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。

第15条では、議案の説明を定めてございますが、教育長自らが会議の進行を行うことから、議案の説明員からは除いてございます。

第18条では、「発言の制止」から「発言内容の制限」に改め、発言内容が議題に外れることがあれば、まず注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができると改め、あわせて第19条において議事進行に関する発言について新しく定め、円滑な議事進行を図るものでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思っております。

第22条、採決では、会議の進行を行う教育長が採決に加わることを明確に記しております。

第23条では、採決の順序を定めておりますが、否決案という捉え方は現状ないため、削除しております。

第24条では、採決の方法を定めてございますが、議案やその質疑の内容から、その場で採決の方法を教育長が判断し、適宜決定いただき、採決に進んでまいります。この採決方法に異議が委員から出た場合は、その場で諮って決めていただくことといたします。

第5章は、委員等の辞職を定めてございます。

第6章は、議事録でございますが、今回の法律改正の中で、「議事録」とされていたため、文言を「会議録」から改めるものでございます。

第26条では、議事録の記載事項を定めておりますが、ページをおめくりいただき、6ページを御覧いただきたいと思っております。現状に合わせ、(4)に議事日程を追加し、また今回の法律改正により、委任を受けた事務又は臨時に代理した事務の管理、執行状況を教育委員会に報告しなければならないとの規定が追加され、また今までも教育長報告は全文であったことから、「教育長の報告の内容」に改め、(5)において定めるものでございます。

第27条では、議事録の承認を定めたものでございますが、署名を教育長及び出席した全ての委員からいただいており、次回の会議において承認を受ける際に異議を唱えることは想定できないことから、第2項を削除するものでございます。

第28条では、議事録の公表について定めてございますが、今回の法律改正で追加されたことから明記するものでございます。

なお、旧第8章の「請願および陳情」の規定については、市民の方々により分かりやすいものとするため、新規に請願処理規則を制定し、会議の運営について必要な事項を定めることが目的であります、この会議規則から削除することといたしました。

次に、7ページを御覧いただきたいと思っております。

第7章では傍聴、第8章では議場内の秩序、第9章では補則を定めておりますが、第32条の証人の出頭では、委員会はその所管事務に関する調査のため必要があると認めるときと定め、分かりやすく改正したものでございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁でございますが、以上で議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則についての御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

○高橋委員長 傍聴席の制限というのはないんですか。それについては。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 ただいま傍聴席のことについて御質問ございましたけれども、そちらにつきましては別に規則がございまして、武蔵村山市教育委員会傍聴規則のほうで設けさせて

いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○高橋委員長 はい、分かりました。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 武蔵村山市教育委員会会議規則についてを採決いたします。

本案は一部修正ございますけれども、決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則について

○高橋委員長 日程第7、議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則について。

武蔵村山市教育委員会請願処理規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市教育委員会請願処理規則を制定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則についてにつきまして、御説明いたします。

今回の規則制定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会会議規則を全部改正することから、同規則に位置付けられていた請願に関する規定を、別途、新規規則として制定するものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思っております。

第1条では、この規則の趣旨として、教育委員会が受理する請願の処理について必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、請願の提出を定めており、第1項では請願は請願書により全て教育長を通じて行わなければならないとしており、紙を媒体とすることを定めております。第2項では、請願書に記載いただかなければならない内容と、署名又は記名押印が必要であることを定めております。

第3条では、請願書の処理について定め、第1項では、教育長は、請願書を受理したときには、請願文書表又は請願書の写しを作成し、教育委員会の会議に提出しなければならないことを定め、第2項において請願文書表の内容について定め、第3項では教育委員会では会議に提出された請願を迅速かつ適切に審議し、その結果を、教育長を通じて請願者に通知することを定めております。

第4条では、教育長の専決規定を定め、軽易な請願については教育長が適宜処理することを認めております。また、緊急その他やむを得ない事情のあるときも、同様の処理とすることを定め、第2項において教育長は、次の教育委員会の会議で報告しなければならないと定めております。これにより受理した請願について、迅速かつ適切な処理に努めるものとしております。

おめくりいただき、2ページを御覧いただきたいと思っております。

第5条では、説明の聴取について規定し、委員会は、必要があると認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求めて説明を聴取することができるとしております。

第6条では、陳情等について定め、請願に適合するものは、請願書と同様に処理することができることを定めております。

第7条では、委任として、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしてございます。

附則として、施行期日を平成27年4月1日とし、あわせて経過措置を定め、この規則の施行の際、現に武蔵村山市教育委員会会議規則の規定により提出され、委員会が受理している請願であって、その審議が終了していないものについては、この規則の相当規定によって受理されたものとみなすことが定められております。

以上、雑駁ではございますが、議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則についての説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 武蔵村山市教育委員会請願処理規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則について

○高橋委員長 日程第8、議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則について。

武蔵村山市教育委員会傍聴規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第8号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市教育委員会傍聴規則を制定必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則についてにつきまして、御説明いたします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、全部改正を行うものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、題名を「武蔵村山市教育委員会傍聴人規則」から「武蔵村山市教育委員会傍聴規則」に改めます。

次に、第1条の見出しを「趣旨」に改め、傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関する必要な事項を定めるものがございます。

次に、第2条の見出しを「傍聴の手続」に改め、委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に必要事項を記入し、教育長に申出をして傍聴券の交付を受けなければならないに改めます。また、第2項では、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができることを、第3項では、傍聴券の交付は、申出の先着順とし、傍聴席の数を限度とすることを追加しております。

次に、第3条の見出しを「傍聴できない者」に改め、(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、傍聴することができないとしております。

次に、ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

第4条では、傍聴人が遵守しなければならない事項を(1)から(7)まで定め、改める

ものでございます。

次に、第5条の見出しを「撮影、録音等の禁止」に改め、本条を、傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得たものは、この限りではないに改めます。

次に、第6条を、「傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は教育長から退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。」に改めます。

次に、第7条を、「前3条に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。」に改めます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。

第1号様式として、傍聴申込書を、次に4ページを御覧いただきたいと思います。第2号様式として、傍聴券を定めてございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行するものといたします。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 武蔵村山市教育委員会傍聴規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第9、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正するため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第9号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして御説明いたします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長は教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないとされたこと、並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、教育委員会が教育長に委任する事務の規定において、除外される教育長に委任できない事務として、幼保連携型認定こども園に関する意見聴取が追加されることから、改正が必要となったものでございます。

それでは、別紙、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず第1条中「第26条第1項」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条文が繰り上がることから、「第25条第1項」に改めるものでございます。

次に、第2条第5号中「第27条」は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の規定を定めたものでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第26条第1項に繰り上がることから改めるものでございます。

次に、第2条第6号中「第29条」は、教育委員会の意見聴取について規定されておりますが、「第27条及び第29条」に改め、幼保連携型認定こども園に関する意見聴取について追加するものでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。

第2項として、教育長は、第1項の規定により、教育長に委任された事務の管理及び執行の状況を、原則として、次の委員会の会議に報告しなければならない。ただし、定例的なもの、又は軽易なものについては、この限りでないを加えることといたします。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についての御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正
する規則について

○高橋委員長 日程第10、議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてにつきまして、御説明いたします。

今回の規則の一部改正につきましては、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に円滑に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営を図るため、平成27年4月1日付で組織改正が行われることとなりました。これに伴い分掌事務が見直され、今までスポーツ振興課で所管しておりました地域運動場に関するものが、市長部局に新たにできます協働推進部に所管

が変更することとなったことから改正し、あわせて地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、法律と申し上げますが、その改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

それでは、別紙、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第1条中「第18条第2項」が、法律の改正に伴い「第17条第2項」に条文が繰り上がることから改めるものでございます。

次に、第5条中、スポーツ振興課、(4)中「、体育施設及び地域運動場」を「及び体育施設」に改め、地域運動場を削るものでございます。

なお、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての御説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

○高橋委員長 日程第11、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改

正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

- 持田教育長 それでは、議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規則の整理に関する規則について定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 高橋委員長 松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 それでは、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則、以下、整理規則と申し上げます、について御説明申し上げます。

この整理規則は、平成27年4月1日に施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、法律と申し上げますが、法律の一部改正により、規定の整備が必要となる規則について一括して改正するものでございます。

それでは、別紙の新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第1条の規定による武蔵村山市教育委員会公告式規則の一部改正につきまして御説明いたします。

第1条で引用しております法律第14条が繰り下がるため、第15条に改めるものでございます。

次に、第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、あわせて文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第2条の規定によります武蔵村山市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規則の一部改正について御説明いたします。

第1条で引用しております法律「第26条第3項」が繰り上がるため、「第25条第4項」に改めるものでございます。

続きまして、第3条の規定による武蔵村山市教育委員会公印規則の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。

この度の改正によりまして、委員長職がなくなることに伴い、別表第1及び別表第2から武蔵村山市教育委員会委員長印を削除するものでございます。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。

第4条の規定による武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の廃止について御説明いたします。

教育長に事故があるとき、また欠けたときのために、あらかじめ定める職務代理者は、これまで教育委員会が事務局の職員を指定してまいりましたが、この度の法律改正によりまして、教育長が教育委員の中から指名することに変更されました。このため、従来の教育長の職務代理者を指定する規則につきましては、廃止する必要が生じたものでございます。

附則でございますが、この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についての御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 1 2 議案第 1 2 号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正
する規則について**

○高橋委員長 日程第12、議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年 2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校及び第二中学校の通学区域内において、都営村山団地の建物が新たに建設されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、御説明いたします。

今回の改正につきましては、緑が丘の一部、都営村山団地に新たに建物が建設されたこと

に伴い、規定の整備を行うものでございます。

別紙、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思えます。

別表第1の1、小学校通学区域の武蔵村山市立第四小学校の通学区域及び2、中学校通学区域の武蔵村山市立第二中学校の通学区域にあります「1125号棟」を「1127号棟」に改めるものでございます。

なお、この規則の施行期日につきましては、公布の日からとしてございます。

以上で、議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についての御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第13 議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

○高橋委員長 日程第13、議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要

施策・主要事業について。

平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について別冊のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてにつきまして、御説明申し上げます。

別冊資料を御覧ください。

初めに、先月に開催されました教育委員会定例会におきまして、御協議、御意見をいただきまして、新たに規定したもの、変更したものについて御説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。

3ページの(8)でございますが、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図ることから、少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングの次に「補習教室等」の文言を追加いたしました。

次に、8ページをお開きください。

(28)でございますが、平成27年度から第七小学校、第四中学校の施設隣接型一貫校をプレ開校し、平成28年度4月の本開校を目指すことから、「また」以下の文言を追加しております。

次に、12ページをお開きください。

(9)でございますが、中学校学習指導要領に基づき、保健体育における武道・ダンスの指導の充実を図ることから、「武道場を整備し、」と文言を追加し、修正しております。

次に、(13)でございますが、平成27年度から武蔵村山市立学校の学期を3学期とするこ

とから、全文を修正いたしました。 「2学期制の成果を踏まえた3学期制を実施し、」と文言を追加し、修正をいたしました。

それでは、1ページにお戻りください。

基本方針1「生きる力を育む教育の推進」につきましては、31の主要施策・主要事業となっております。

次に、9ページをお開きください。

基本方針2「学校・家庭・地域の連携強化」につきましては、7の主要施策・主要事業となっております。

次に、11ページをお開きください。

基本方針3「教育の質の向上と教育環境の整備」につきましては、16の主要施策・主要事業となっております。

次に、14ページをお開きください。

基本方針4「自己実現を目指す生涯学習の推進」につきましては、13の主要施策・主要事業となっております。

以上、合計67が教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業というものでございます。

次に、17ページをお開きください。

続きまして、平成27年度武蔵村山市教育委員会の重点項目について御説明申し上げます。

初めに、修正したのものについて御説明をさせていただきます。

前回、御協議をいただいた中で御意見がございました体力向上施策の推進につきましては、学力と体力に関する内容を含め、表題を「確かな学力の定着・体力の向上」として、「学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、学力向上策を総合的に推進するとともに、オリンピック推進校等の実践を生かし、体力向上策を総合的に推進します。」と文言を修正いたしました。

重点項目につきましては、学校教育が6項目、生涯学習が6項目となっており、合計12項目でございます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。

いかがでございましょうか。

島田委員。

○**島田委員** 昨年、行われました全国体力調査の結果で、幼児期から様々な体験を積むことが重要と指摘していて、そしてそれが体力、学力にもつながると言われています。幼稚園と保育園との連携が重要で、大変望ましいと思います。私たちも10月に新潟に研修視察に行った際に、新潟の教育委員会さんでは、幼稚園と、幼児期からの連携を強めているということで、それが学力、体力にもつながっているという意見をいただきましたので、武蔵村山市では、ここにも家庭における……

○**高橋委員長** 番号をお願いします。

○**島田委員** 番号は、基本方針1の2ページ(2)なんですけれども、「家庭における教育を基盤として、社会全体で幼児期からの心の教育を推進する。」とあり、あとは8ページ(29)で幼稚園・保育園と小・中学校の交流を推進すると記載されていますけれども、どのように推進されているのかなと思い、お伺いします。

○**高橋委員長** 小嶺指導・教育センター担当課長。

○**小嶺指導・教育センター担当課長** まず、子供たちの思いやりや心を育てるという点につきましては、各中学校区教育推進協議会というのを設けておまして、その中で中学校区ごとに様々な取組をしております。そこで、学校、家庭、また地域の方に御協力をいただきまして、例えば保育園の幼児をコンサートに招いて、小学校や中学校の取組と一緒に活動させたりですとか、また挨拶運動として取り組んでいることを子供たちに紹介したりですとかいうこともやっております。

さらに、道徳授業地区公開講座等で、地域の方に社会全体で子供たちを育てていくという視点で、未就学の幼児につきましても、みんな関わっていこうというような取組をしております。

さらに、小学校と幼稚園、保育園との連携につきましては、多くの小学校におきまして生活科、又は総合的な学習の時間において、保育園の子供たちを実際に小学校に呼んで、小学校での学習の様子ですとか、遊びを通して子供たちと異年齢集団で関わりを深めて、子供たちと一緒に育てていくというような取組もしております。さらに、中学生が毎年、2年生が職場体験で保育園に出かけておりますが、そこでも実際の子供たちと関わるような活動もしておりますので、さらにその連携は深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**高橋委員長** よろしいですか。

○**島田委員** はい、よろしくをお願いします。

○土田職務代理者 1点だけ。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 4ページの(10)ですけれども、「「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を通して、子供たちの学力の定着状況を把握する。」という締めになっているんですけれども、ほかは、例えばその上だったら、「意欲的に学習に取り組む態度を育成する。」、発展させるということですよ。それから、その下だったら、「反映させ、授業改善を推進する。」という非常に前向きなことになっているんですけれども、この定着状況を把握するだけで止まられると、その次に何かないんですか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 全国学力・学習状況調査、これが国の調査です。それから、児童・生徒の学力向上を図るための調査、これが東京都の調査です。ここに書かれてあるかぎ括弧名は正式名称です。つまり、これらの調査が何のために行われているかという、子供たちの学力の定着状況を把握するために行われております。ですので、ここではそういう文言になっております。さらに、それをもとに授業改善推進プランを作成するといったことが、各学校の重要な役割ということになっております。

以上でございます。

○土田職務代理者 はい、分かりました。

○高橋委員長 よろしいですね。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 ほかいかがですか。

教育長。

○持田教育長 2ページの(2)、後段部分で、中学校においては云々とありますよね。これ3月に小学校版ができるんだよね。そのことについて触れていないんですけれども、これはどうでしょうか。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 「中学生のための 礼儀・作法読本」につきましては活用を行って、引き続き計画的に実施してまいりたいと思っております。「小学生のための 礼儀・作法読本」につきましては、現在まさに作成中でして、今年度中にでき上がります。その上で、まずは研究開発学校として推進をしている第八小学校に活用をするということで、今のところ考えておりますので、それを踏まえて来年度以降、その計画を実際に立ててまい

りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持田教育長 結構です。

○高橋委員長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 平成27年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第14 議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について

○高橋委員長 日程第14、議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定をすることについて、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成27年2月12日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

○持田教育長 それでは、議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校及び第二中学校を再指定する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてにつきまして、御説明いたします。

本市では、今年度から全校がコミュニティ・スクールとなりましたが、小中一貫校村山学園コミュニティ・スクールの指定期間は、平成27年3月31日付をもって満了となるため、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、再指定の手続をとるものでございます。

指定期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間になります。

引き続きコミュニティ・スクールとして地域の方々の参画、参加による協働を進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第15 協議事項

○高橋委員長 日程第15、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、1点目、平成26年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、2点目、武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル(案)について、以上、2点の御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、協議事項の1点目、平成26年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についての説明を求めます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、御説明いたします。

平成27年3月24日に市立小学校、同3月19日に市立中学校の卒業証書授与式が挙行されます。つきましては、同卒業証書授与式の教育委員会告辞について、別紙のとおり提案をさせていただきます。

まず、小学校の告示につきましては、昨年11月に本市におきまして和文化教育全国大会を開催いたしました。時を同じくして「和紙 日本の手漉技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを引用し、世界のグローバル化が進む中で、自分の国のすばらしさを理解することができるからこそ、ほかの国のすばらしさを理解することができるのであり、我が国の伝統・文化を大切にす心をもって、自分の夢に向かって未来を切り開いてほしいという願いを込めてございます。

中学校の告辞につきましては、長年の地道な研究により、作ることが不可能であると言われた青色発光ダイオードを発明し、昨年12月にノーベル物理学賞を受賞した3人の日本人を通して、どんな困難な状況になっても諦めない心で自分を信じ、様々なことに挑戦し、みずからの手で未来を切り拓いてほしいとの願いを込めてございます。

よろしく御協議を賜りたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、続いて協議事項の2点目、武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル（案）についての説明を求めます。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル（案）について、御説明をさせていただきます。

別冊、協議資料の2を御覧ください。

教育委員会では、市立学校における児童・生徒の生命又は身体に何らかの危害が生じるおそれのある事件、事故及び災害等が発生した際の対応を検討し、並びに学校における危機管理体制を構築するため、平成25年4月に武蔵村山市立学校危機管理対策検討委員会を設置し、武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルの策定に向けて検討を重ねてまいりました。今回、その原案がまとまりましたので、御協議をお願いするものでございます。

ページをめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本マニュアルは、3章立ての構成となっております。

第1章は学校危機管理の基本方針、第2章は学校管理下における事象別危機管理の要点、第3章は資料となっております。

また、第2章につきましては、目次の右側を御覧いただきますと、学校管理下における事象別危機管理の要点をさらに分類、例示して、個々の事象についての具体的な危機管理の要点をまとめております。

それでは、1ページを御覧ください。

初めに、学校管理下における危機管理マニュアルについてでございますが、これらの手引等を参考として、学校の特性に応じたマニュアルの作成や研修、訓練などを通して、一人一人の教職員の危機に対する意識を高めるとともに、組織としての危機管理を推進することを記載しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

第1章、学校危機管理の基本方針でございますが、武蔵村山市立学校で危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応し、児童・生徒、教職員等の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全の確保並びに行政の信頼性の確保を図ることを目的に、危機への対応について定めるものでございます。

危機管理のプロセスといたしましては、（１）未然防止、（２）緊急時の対応（初動・初期対応）、（３）緊急時の対応（中・長期対応）、（４）事後の対策とし、危機の分類につきましては、様々な観点からの危機が考えられ、事件・事故、災害によるものが挙げられることから、対象とする危機は幅広く捉えるものとしたしました。

また、学校では武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアルに基づき、学校危機管理マニュアルを作成するとともに、多様な危機に備え組織体制を整備することとしております。

続きまして、５ページを御覧ください。

第２章、学校管理下における事象別危機管理の要点でございますが、学校では危機が発生したとき、混乱することなく、迅速かつ的確に対応できるよう、全教職員の共通理解と協力のもとに万全の体制を確立しておくことが必要であるとし、事故発生に備えた学校の体制の確立（共通事項）を記載しております。

続きまして、８ページを御覧ください。

８ページからは、事象別の危機管理の要点を危機ごとに分類して例示し、それぞれ具体的に未然防止、状況把握とその対応、事後の措置に区分した対応を取りまとめ、記載しております。

例えば、１－１、校内活動【授業中の事故】を見ていただきますと、未然防止では、児童・生徒の既往症や健康診断の結果、当日の体調の把握、日頃からの体調の自己チェックなどを行うこととしております、

次に、状況把握と対応では、フローチャートで図式にあらわし、段階的な処理手順を明確に示すとともに、その対応の流れについて、具体的に緊急対応、救急車の要請・同行などを記載し、対応内容についても示しております。

次に、事後の措置では、教育委員会への事故報告、窓口の一本化、再発防止に向けた徹底指導、児童・生徒への心のケアなどを行うこととしております。

以下、各分類におきましても、同様なプロセス、手順で構成してございまして、それぞれの項目をさらに分類し、危機のページを具体的に示しまして、危機管理の要点を取りまとめております。

続きまして、ページが飛びますが、91ページでございますが、91ページからは資料編となっております。

ページをおめくりいただきまして、93ページをお開きください。事象別危機管理の状況把握と対応、概要版、掲示用の例でございます。学校では、危機管理にあわせまして、より具

体的なフローチャートを作成することとしております。

また、ページをおめくりいただきまして、95ページでは、緊急（アナフィラキシー発症）時対応のフローチャート（掲示用）を例示しております。アレルギー対応も危機管理に含まれることから、アレルギー対応マニュアルにつきましては、早急に作成する必要があるといたしまして、平成25年7月には武蔵村山市立学校アレルギー疾患への対応マニュアル及び緊急（アナフィラキシー発症）時対応のフローチャート（掲示用）を既に策定いたしまして、各学校へ送付しております。

各学校では、職員室、教室等に掲示し、緊急時に教職員が迅速かつ的確に対応できるよう安全確保に努めているところでございます。

内容につきましては、以上でございます。

本日、御協議をいただくとともに、本日の教育委員会の後に御意見、お気付きの点等がございましたら、今月20日金曜日までに教育総務課に御連絡をお願いいたします。

また、本案につきましては、市内各小・中学校の校長に意見紹介をしております。今後、教育委員会の皆様の御意見等を踏まえ、事務局で必要な修正等を加えまして、3月の教育委員会に議案として提出させていただく予定でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 これより、協議事項に対して、御意見、質疑等があればお受けいたします。

いかがでございましょうか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○高橋委員長 いずれにしましても、この危機管理対応、極めて重要でありますので、学校、職員への周知徹底方を一つ、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第16 その他

○高橋委員長 日程第16、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

（発言する者なし）

○高橋委員長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

○高橋委員長 次に、日程第17、議案第15号並びに日程第18、議案第16号の審議といたします。

この2議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項、ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○高橋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第15号 校長の任命に係る内申について

(議案第15号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第18 議案第16号 副校長の任命に係る内申について

(議案第16号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 0時07分閉会